

# 湯の国レインボーガイドライン

(多様な性に関する登別市職員ガイドライン)



令和6年8月

北海道 登別市

# 目次

はじめに	1
I. 性のあり方についての基礎的知識	2
1. 性の構成要素	
2. LGBT という言葉、SOGI(ソジ)という概念	
3. 「カミングアウト」と「アウトティング」	
4. 性的マイノリティが抱える困難事例	
II. 市民等への対応	9
1. 基本的な考え方	
2. 窓口・電話などでの対応	
3. 性別記入欄・氏名記入欄の取扱い	
4. 公共施設の利用	
5. 災害時における対応	
III. 職場における対応	14
1. 職場における SOGI ハラスメントを防止するために	
2. 福利厚生制度等	
IV. 同性婚法制化の現状	15
V. 相談窓口	17
VI. その他	20
1. 道内の主な当事者団体紹介	
2. 用語集(五十音順)	
3. 本ガイドライン作成にあたり参考とした資料のリスト	

～レインボーフラッグ(表紙)に込められた意味～

性のあり方は多様で、虹のようなグラデーションであると表現されており、  
現在、最も広く使われているレインボーフラッグは、6色(赤、橙、黄、緑、青、紫)で表現されています。

また、ハートは”心”という登別市独自の意味を込めて、  
赤は”あたたかさ”、橙は”やさしさ”、青は”思いやり”として、  
湯の国・登別が多様性を尊重するあたたかい街となるよう想いを込めました。

## はじめに

近年、我が国における性的マイノリティを取り巻く状況は、全国5地域で提訴されている「結婚の自由をすべての人に(同性婚)」訴訟の違憲判断、同性カップルを自治体が証明するパートナーシップ制度の導入や、LGBTフレンドリーな企業の取り組みなどにより、性の多様性や性的マイノリティに対する社会的関心が高まっており、性的マイノリティの方々に対する理解や認識が徐々に広がっています。

また、国においても性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を目的とした「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月に制定されました。しかし、依然としてカミングアウトによる偏見や差別、不利益、固定観念による生きづらさが存在するなど、性の多様性や性的マイノリティに対する十分な理解が進んでいない状況も存在します。

そのような中、本市では第3次登別市男女共同参画基本計画において、性の尊重や性の多様性の理解を深めるため、パートナーシップ制度の導入の検討や、LGBTなどの多様な性への啓発活動の推進について施策の方向として決めました。

本ガイドラインは、本市職員が性的マイノリティについての正しい知識と理解を深めることを目的に作成しましたが、これを機会に改めて、職員一人ひとりが人権を尊重し、お互いを認め合いながら、窓口や職場はもとより日常における種々の業務に生かすことを期待するものです。

## I. 性のあり方についての基礎的知識

性のあり方について、単に「男性」や「女性」のみで捉えるのではなく、性を構成する要素がどのようなものかを知り、その多様さへの理解を深め、性のあり方に関わらず等しく人権を尊重することの意味を今一度考えてみましょう。

### 1. 性の構成要素

個人の性については「男性」と「女性」の2つに区分して表現されることが一般的ですが、実際には性のあり方(セクシュアリティ)は次の4要素の組み合わせで構成されています。

また、セクシュアリティは一人ひとりで少しずつ違い、明確に区分することができないグラデーションのようなものであり、性自認や性的指向が流動的な人もいます。

<b>①からだの性(生物学的な性)</b> 出生時に割り当てられた性別をもとに戸籍に記載された性別
<b>②こころの性(性自認)</b> 自分がどの性別であるか(または、ないか)の認識 ◇シスジェンダー 出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している人 ◇トランスジェンダー 出生時に割り当てられた性別と性自認が一致しない人
<b>③好きになる性(性的指向)</b> 恋愛感情や性的な関心の対象が、いずれの性別に向かうか(または、向かわないか) ◇異性愛者(ヘテロセクシュアル) 対象が異性に向かう人 ◇同性愛者(レズビアン、ゲイ ) 対象が同性に向かう人 ◇両性愛者(バイセクシュアル) 対象が異性・同性どちらにも向かう人 その他、全性愛者(パンセクシュアル)、無性愛者(アセクシュアル)など
<b>④表現する性(性表現)</b> 服装や言葉遣い、立ち居振る舞い等で自分の性を外向きにどう表現するか(したいか)

性自認や性的指向は、本人の意思や周囲の働きかけで変えられるものではなく、その人が自然と持っているものです。個人の尊厳に関わる大切なものであるという認識を持ち、違いを認め合い尊重する姿勢を持つことが極めて重要です。

#### 日本の性的マイノリティの割合

日本のLGBTなどの性的マイノリティの割合は、左利きの人と同程度の約8～10%といわれています。法制化の先進国と思える欧米ですが、アメリカ 4.5%、イギリス 6.5%、ドイツ 7.4%と意外にも日本の方が割合が高い結果となっております。

#### LGBTの認知度

電通の「LGBTQ+調査 2020」によると、日本人のLGBTの認知度は、2015年 37.6%、2018年 68.5%、2020年 69.8%と確実に上昇傾向にあります。

## 2. LGBT という言葉、SOGI(ソジ)という概念

性のあり方が全体からみて少数派である人々を表す言葉として、性的マイノリティ(セクシュアルマイノリティ、性的少数者)が用いられることがあります。

また、「LGBT」(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとったもの)と称される場合も多くあり、その他のセクシュアリティの頭文字も含め、「LGBTQ」「LGBTQ+」など性のあり方の多様性に合わせ、様々な表記が存在します。

Lesbian(レズビアン)	女性同性愛者
Gay(ゲイ)	男性同性愛者
Bisexual(バイセクシュアル)	両性愛者
Transgender(トランスジェンダー)	出生時に割り当てられた性別と、自認する性別が一致しない人
Questioning(クエスチョニング)	自分の性的指向・性自認が定まって(を定めて)いない人
Queer(クィア)	規範的とされる性のあり方に当てはまらないジェンダーやセクシュアリティを包括的に表す言葉
+ (プラス)	LGBTに含まれない様々な性自認・性的指向を含めた表現

トランスジェンダー＝性同一性障害(GID)ではありません。性同一性障害(Gender Identity Disorder)は、トランスジェンダー当事者が、からだの性別と性自認の違和(ずれ)によって苦悩し、社会生活に支障をきたしている状態を表す医学的「診断名」です。

したがって、トランスジェンダーはみな「医学的診断や治療を望んでいる」や、「一律にからだの性別を変えたいと思っている」と考えるのは大きな誤解です。

また、近年国際的には「性同一性障害」から「性別違和」という呼び方へ置き換えが進むとともに、世界保健機構(WHO)が定める国際疾病分類の最新改訂版(ICD-11)において、精神疾患分類から削除され、新たに「性別不合」という性の健康に分類されるなど取り巻く状況が大きく変わっています。

一方、人権保障の面で国際的に広く使用されている概念が「SOGI(ソジ)」です。

「LGBT」が全体から見た特定の少数派の人たちを総称するのに対し、「SOGI(ソジ)」は、性的指向(Sexual Orientation)と性自認(Gender Identity)の頭文字をとったもので、多数派か少数派かに関わらず、すべての人が持っている属性(要素)を表現する言葉です。

よって、SOGI に関する差別やハラスメント(例えば、同性愛者ではないかと揶揄する、オカマやそっち系など他人の尊厳を傷つけるような表現をする)などの課題は、特定の人々に限られたものという捉え方ではなく、「すべての人が持つ性的指向・性自認という属性(要素)」に対して行われるものであるという認識を持ち、社会全体が人権尊重や平等の実現という視点で対処していく必要があると言えます。

### 3. 「カミングアウト」と「アウトティング」

性的マイノリティの人たちにとって、時には生死に直結する事態を引き起こすものが、「カミングアウト」と「アウトティング」の問題です。

カミングアウトとは、「自身のセクシュアリティを自らの意思で他者に打ち明けること」です。ただし、必ずしも「公に広く」公表するという意味ではないということに注意が必要です。

一方、アウトティングとは「他者のセクシュアリティを、本人の同意なく第三者に暴露すること」を意味します。悪意の有無や不注意・知識不足などの理由を問わず、アウトティングがもたらす事態は大変に深刻で、最悪の場合自死につながる場合もある重大なプライバシー侵害です。

カミングアウトは当事者にとって容易なものではありません。差別や偏見などが解消されておらず、社会の中で理解が進んでいると言えない状況では、自身のセクシュアリティを知られることによって更なる困難が生じる可能性があり、自身や家族の生活、ひいては生命を脅かすこともあるからです。

特に地方においては、大都市圏と比較して地縁・血縁の重視や、固定的な性別役割分担意識の強さ、あるいは「(他人と)違う」ということに対する不寛容が生じる傾向があり、狭いコミュニティの中で生活していることが、望まないカミングアウト・アウトティングのリスクを高め、当事者に対する見えない圧力となっている場合もあります。

#### 【あなたがカミングアウトをうけたらどうするか】

仮に当事者があなたを信頼してカミングアウトをした場合に、それは「あなただけ」に対して打ち明けたものであって、本人の承諾なしに第三者にその内容を知らせてはいけません。カミングアウトをした当事者は、大きな決意をして信頼するあなたに打ち明けたものと推察されます。だれに、いつ、どうやってカミングアウトするかは本人の自由であり、他者が強制するものではないという前提に立ち、まずは否定や安易な口止め(他の人には言わない方がいいなど)をすることなく、本人の話をよく聞きしっかりと受け止めましょう。

善意であっても不用意に他人に話すことはアウトティングになるので絶対にやめましょう。また、あなたの職務上の立場を信頼されて打ち明けられた場合も同様です。

個人情報の一つとして、本人の承諾なしに自分以外の人(上司や他部署、異動時に仕事を引き継ぐ場合も含む)に、カミングアウトの内容を知らせないようにする必要があります。

業務上限られた範囲の人に内容を知らせることが不可欠である場合は、その理由を本人へ丁寧に説明し了承を得た上で、当事者本人の置かれた状況や心境に配慮しながら SOGI に関する個人情報の共有範囲をコントロールする必要があります。

いずれの場合でも、事案が発生してからでは対応が後手に回ってしまうことが予想されるため、普段から公私問わず SOGI を意識した対応ができるよう認識を高める機会を多く持つほか、職場においては、予め部署や仕事のチーム単位で個人情報の共有範囲を検討しておくなど、組織として責任ある対応を構築することが重要です。

## 4. 性的マイノリティが抱える困難事例

日常生活を送る上で、困難や生きづらさを感じる場面は人それぞれですが、その一部を例示します。想像以上に様々な場面において、当事者が困難を抱えていることを知り、自らの業務や日常生活の中でできることはないか考えてみましょう。

※各事例のあとに通番が記載されている事例のみ、(一社)LGBT 法連合会作成「性的指向及び性自認を理由とする私たちが社会で直面する困難のリスト」(第3版)から引用

### (1)子ども・教育に関すること

- 学校で「男のくせに」「気持ち悪い」「ホモ」「おかま」「レズ」などと侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊感情が深く傷つけられた。(通番1)
- 性別への違和感について、教員や同級生が笑いのネタにしたため、その場の空気で一緒に笑わざるを得なかった。(通番9)
- 同級生から性的指向や性自認に関するいじめを受けていたところ、教員からも「お前が悪い」と言われた。(通番 14)
- 学校で性的指向や性自認に伴う悩みを相談しようと思っても、相談できる場所がなく、支援が受けられなかった。メンタルヘルスが悪化したり、自殺未遂に追い込まれた。(通番21)
- 男女で分けた授業や種目、体育祭、部活動において、性自認と戸籍の性の不一致のために自分のやりたいことを選択できなかった。(通番30)
- 他の人に身体を見られる心配や、他の人の身体が目に入る罪悪感から、学校の更衣室やトイレが使いづらかった。(通番32)
- トランスジェンダーの学生が実習を必要とする職業を目指したが、自認の性別での実習の受け入れがなされなかったため、その職業をあきらめざるを得なかった。(通番50)
- 自認する性に従った行動を家族が許してくれず、「女っぽいぞ」と父から叩かれたり、「もっと男らしくしなさい」と母から怒鳴られるなど、虐待を受けた。(通番59)
- カミングアウトをしたところ、家族の中で自分の存在を無視されたり、死んだ者として扱われたりした。(通番 65)

### (2)就労に関すること

- 就職活動の際、履歴書・エントリーシート・ハローワークの求職票へ性別の記載や写真の添付が要求されることから、就活が困難になったり、業種が限られたりした。(通番83)
- トランスジェンダーであることを伝えたら内定を取り消された。(通番90)
- 大学キャリアセンター(就職支援室)でカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、どこも受からないからと口止めされた。(通番92)

- 内定は出すけれど、入社時に全社にカミングアウトをすることが採用の条件だと言われた。(通番99)
- 職場に性的指向や性自認について対応できる相談窓口がなく、相談することができなかった。(通番108)
- 就業後の飲み会で、酔った上司から、「お前はホモか？気持ち悪いな、もっと男っぽくしろ」と怒鳴られた。(通番126)
- 戸籍と性自認の不一致が職場で理解が得られず、カミングアウトしたことを咎められた上で、隠しておくことを強要された。(通番142)
- トランスジェンダーであることを人事にカミングアウトしたところ、別のトランスジェンダーの社員について「あの人もトランスなんですよ」と言われた。自分のセクシュアリティもこうやってアウトティングされるのではないかと不安になった。(通番147)
- 性別違和があるにもかかわらず、戸籍性の姿を強制されたり、性自認の性別の服装を批難され、苦痛を感じた。(通番163)

### (3)カップル・養育・死別・相続に関すること

- レズビアンカップルの一方が妊娠・出産したが、法的な夫婦でないために、もう一方との間に法的な親子関係が成立せず、親権等を行行使することができなかった。(通番196)
- 同性パートナーと関係を解消する際に、財産分与請求をしようとしたが、法的な夫婦でないために認められなかったり、認めてもらうために多大な労力をかけなければならなかったりした。(通番198)
- パートナーとの死別に際して、パートナーの家族から喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された。(通番201)
- パートナーとの死別に際して、パートナーの財産を相続できなかった。(通番205)

### (4)医療に関すること

- 生殖機能を除去していないトランスジェンダーの場合、見た目の性別と身体的な性別が違うことも多く、奇異な目で見られる。受診の際に説明が難しく、受診自体を断念してしまうため、病気がかなり悪化してから受診することが多い。(通番210)
- 医療機関の受付で戸籍上の名前が呼ばれるため、受診しづらくなった。(通番214)
- 救急車を呼んだ時に性同一性障害であることを理由に「どう対応したらいいかわからない」と言われ、搬送されるまでに時間がかかってしまった。(通番230)
- 男女分けされた共同病室に、性自認に沿って入院できない。(通番232)
- 認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。(通番236)



## (5)福祉

- 障がい福祉施設の男女分けがはっきりしており、性別違和から安心して利用できなかった。(通番251)
- 高齢者向けの施設において、男女分けで施設が運営されているため、性別違和をかかえる当事者の意向を伝えても考慮されず、戸籍の性で分類され、精神的な負担が大きかった。(通番254)
- 高齢の性的指向や性自認に困難を抱える人々が差別を恐れずに安心して通える社会福祉施設がなく、サービスを受けられなかった。(通番256)
- 高齢者が、性的指向・性自認を理由に家庭で虐待を受け、地域において支援を受けることができず、行き場を失って自死した。(通番258)

## (6)公共サービス・社会保障に関すること

- 性自認や性的指向に関する講演会場として公共施設に利用を申し込んだところ、講演の内容を理由に、利用を拒否された。(通番271)
- 公的な書類に不用意に記載された性別欄と外見の性別が異なるため、本人確認ができないという理由で必要な行政サービスや民間サービスを受けられなかった。(通番272)
- 役所窓口、試験会場、警察、郵便物受取などで本人確認が必要な場合に、身分証明書の性別(戸籍性)と見た目の性別が一致しないことからトラブルがおきた。(通番276)
- パスポートの性別が外見と異なるため、出入国の際や海外で不審に思われたり別人と思われて、空港などで出入国審査に時間を要したり、入国を拒否された。(通番283)
- 性的指向や性自認の問題について、役所の職員や電話相談サービス、ケースワーカーらが正確な知識があるかどうか不安なため、相談を躊躇したり、本当のことが話せなかった。(通番290)
- 避難所に届いた支援物資が、登録されている性別ごとに配布されたため、性自認にもとづく肌着や衣服などを入手することができなかった。(通番 303)
- 避難所で同性パートナーの所在を確認しようとしたところ、親族でないことを理由に情報提供を拒まれ、確認できなかった。(通番 308)
- 同性パートナーと公営住宅への入居をしたいが、一緒に住めるのかわからない。

## (7)民間サービス・メディアに関すること

- パートナーと結婚式を挙げようとしたところ、式場によっては、同性であることを理由に拒否された。(通番 318)
- 近所のスーパーマーケットでポイントカードのポイントの家族合算を申し入れたが、親族でないことを理由に拒否された。(通番319)
- 住居を借りる際、住民票の性別記載が外見と異なることを理由に大家から断られた。(通番 323)
- 性自認が見た目の性別とは違って見えたため、公衆浴場、温泉、女性用下着の試着室などのサービスや商品が利用できなかった。(通番324)  
※(補足)厚生労働省は、「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて(令和5年6月23日付け「薬生衛発0623第1号」)」において、「公衆浴場における衛生等管理要領等について」などにおける”男女”とは、風紀の観点から混浴禁止を定めている趣旨から、身体的な特徴をもって判断するものであり、旅館業等の営業者は、例えば、身体は男性、心は女性の者が女湯に入らないようにする必要があるとの見解を示した通知を、都道府県などに技術的助言として発出しています。
- メディアで性別違和や同性愛をおかしいものと話したり、存在しないと言ったり、笑いのネタにしたり、カミングアウトした当事者に対しても否定したりするのを見て、深く傷つけられた。(通番 329)
- 同性の元パートナーからストーカー行為を受け警察に相談したところ、性的指向を理由に揶揄されたり、事件と関係ないのに性体験について質問されたりした。(通番333)

## (8)地域・コミュニティに関すること

- 子どもが性自認や性的指向の困難を周囲に嘲笑され、本人だけでなく家族全体が居住している地域から孤立してしまった。(通番347)
- 地域活動において、性自認や性的指向について差別的な発言が繰り返され、性自認や性的指向を揶揄されたり、そのことを理由に地域活動から排除されたりした。(通番349)
- 地方では、周囲に性的指向や性自認等についてカミングアウトしづらく、心から打ち解けられる友人ができず、住み慣れた土地を結局離れて都会に出ざるを得なかった。(通番354)

## II. 市民等への対応

日々の業務の中で市民等と接する際に必要な基本的な考え方をよく理解した上で、性的指向・性自認による困りごとを抱えている市民等への対応について考えましょう。

ここで大切なのは、特定の市民に向けての対応を変えればよいということではないということです。普段からすべての市民に対して、どう向き合うかを見つめなおしてみてください。

### 1. 基本的な考え方

#### (1)性のあり方の違い以前に、普段どおり対等に接することを忘れない

業務上で市民等と接する際に、性的マイノリティの人について、一律に特別扱いをしなければ  
ならない、または事前に想定した方法で画一的に対応すればよいというのは、誤った考え方  
です。

服装や言葉遣い、立ち居振る舞いから、当事者と推測できる場合でも、本人の求めがない限りは、必ず特別な対応が必要ということにはなりませんし、当事者であってもそうでなくても置  
かれている状況、困りごとは人それぞれです。

性のあり方は多様で、その人の人格の一部であってすべてではないという前提に立ち、当事  
者か否かではなく、本人が困っていること・相談していることに真摯に耳を傾け、普段どおり対  
等に接することが必要です。

その上で、本人から特別な配慮の求めがあった場合どう対応するか、多様な性のあり方に対  
応できる体制になっているか、また、必要な場面で当事者と表明しやすい雰囲気づくりができて  
いるか普段から確認しておきましょう。

#### (2)差別的・偏見に満ちた言動や行動は NG

当然ながら、市職員である以前にひとりの人間として、差別的または偏見に満ちた発言や行  
動は、絶対にしてはいけない行為です。特に性的指向・性自認に関するハラスメント(SOGIハラ)  
に該当するような言動については、当事者が見えにくい・声を上げにくいこともあり、自覚なく  
行っている場合も考えられます。

また、窓口で手続きや相談をする際に、たとえ業務の性質上、聞き取りが必要とされる場合で  
も、個人の性のあり方についてしつこく尋ねられたり、否定されたり、興味本位で外見をジロジ  
ロみられたりするの、誰にとっても嫌なことであるということを念頭に対応を見直してみま  
しょう。

### (3)過去に事例がない・該当者がいない(いるはずがない)という思い込みを捨てる

基礎的な知識を得た上でも、過去に事例がない、または(自分の担当している業務では想定するような)該当者がいないと思った人は少なくないと思います。

しかし、事例が「なかった」のではなく、差別や偏見などを恐れて「当事者が言い出せなかった」のかもしれませんが。また、該当者が「いない」「いるはずがない」のではなくて、こちらが「想定できていない」「気が付いていない」場合もあります。

当事者が自ら声を上げることが難しい状況に鑑みれば、まずは市窓口のほか各業務上の対応において、当事者の方が「自分は受け入れられている」と感じることができると雰囲気づくりや情報発信を積極的に行っていくことが有効な手段だと考えられます。

## 2. 窓口・電話などでの対応

窓口対応において、本人確認を行う際に提示された本人確認書類の性別が、本人の外見と一致しない場合、あなたはどうしますか？

性別を確認すること自体に固執するあまり、繰り返し確認したり、不必要に声に出したりすることで、目の前の本人の尊厳を損なうような対応になっていないでしょうか。

また、外見では分からなくても、多様なセクシュアリティの人たちが日々市の窓口を訪れていることが想定され、その中には窓口対応について大きな不安を抱えて利用されている方もいると思われれます。

書類を確認することも大切ですが、どんな人に対しても、まずは本人の話に耳を傾ける姿勢をもち、公的書類と違う通称名を使用していたり、SOGI に関する困りごとを抱えたりしているかもしれないと想像しながら、次の対応例を参考にして、プライバシーに配慮した対応を心がけましょう。

### 【対応例】

#### ○窓口対応

- ・呼び出しは番号で行う。番号を発行していない場合は、名字のみで呼び出すなど、性別が周囲にわからない方法で行う。
  - ・本人の求めがあった場合や、より一層のプライバシーの確保が必要な案件だと判断した場合は、別室に案内することを提案する。(本人の意思を尊重)
  - ・(当事者と推察される場合も)まずは、普段どおりの対応を心がける。
  - ・(当事者であると本人から表明されている場合など)「(これからする対応について、)嫌なことがあったらすぐおっしゃってください。」など、受容している姿勢を先に伝える。
  - ・声を出さなくても、SOGI について困難を抱えていることを周囲にわからないように伝えることができるもの(指差しボードやカードなど)を設置する。
- 《表示例》性的指向や性自認に関することについて、配慮を必要としている方は、このボード(カード)に指を差して教えてください。※窓口対応者と来庁者本人以外から見えにくい位置に設置する。

### ○本人確認、その他書類の確認

- ・書類確認は指差し(「こちらでよろしいですか?」など)で行う、声の大きさに配慮する(必要なら筆談)など、周囲に配慮する。
- ・性別での本人確認に固執せず、生年月日や住所等での確認を行う。

### ○電話対応

- ・声の大きさに気を付けて、「〇〇について伺ってもよろしいでしょうか。」など本人の意向を確かめながら対応する。

### ○その他

- ・家族関係や同居の状況を確認する際などには、性別を限定しない表現に言い換える。  
(例)夫、妻、旦那様、奥様 ⇒ パートナー、お連れ合いの方、お付き合いされている方  
お父さん、お母さん ⇒ 保護者の方、ご家族の方  
息子、娘 ⇒ お子さん
- ・業務上必要があり、個人情報(SOGI に関するものを含む)を含んだ内容を、他の人や他の部署に引き継ぐ必要がある場合は、本人にその必要な理由を説明した上で、その共有範囲について了承を得る。
- ・各相談・窓口マニュアルに具体的事例や対応すべきポイントを追加する。

## 3. 性別記入欄・氏名記入欄の取扱い

### (1)性別記入欄について

自身が担当する事務事業において、性別の記載を必要とする合理的理由がないにも関わらず「なんとなく」「前例がそうだから」と未だに性別記載欄を設けているものがないか、再点検しましょう。また、性別の記載が必要と判断した場合も、戸籍上の性を記載しなければならないことが、法令等に定められている場合等を除き、その記載方法を工夫することで多様なセクシュアリティに対応することができます。

#### 【対応例】性別

1. 男性
2. 女性
3. その他 ※「その他」には「どちらでもない」「わからない」を含みます
4. 回答しない

## (2)氏名記入欄について

本名で記入することが真に必要なものを除き、イベントの申込書や記名式アンケートなどでは、当事者の心理的負担を軽減するため、以下のような記載も考えられます。

【対応例】氏名（        ）

※通称名での記入も可。

## 4. 公共施設の利用

### (1)トイレ・更衣スペース等の利用に関すること

性自認が戸籍上の性別と異なる場合の困りごととして多く挙げられるのが、トイレや更衣スペースの利用です。

施設管理者は、当事者本人の意思を尊重した対応について、各施設の設備上の制約や他の利用者の心情も考慮しながらあらかじめ対応可能な選択肢を想定しておきましょう。

また、当事者の困りごと・ニーズは一人ひとり異なります。問合せがあった場合には、まずは本人の話を聞き、対応可能な選択肢について丁寧に説明し、実際の利用について本人との間で調整しましょう。そして、スムーズに案内できるよう、窓口・電話対応の担当者へも対応方針を共有しておきましょう。

なお、「誰でもトイレ(多目的トイレ)」のように、性別に関わらず利用できるトイレや個室の設置も有効です。その際は、当事者にその利用のみを強制したり、利用者を限定しているような表示(LGBT用トイレなど)をしたりすることは、かえってアウティングや差別となってしまうことに留意する必要があります。

施設を新設する場合にも、SOGIに関する困りごとを抱えている人にどう対応するかの観点も織り交ぜながら、トイレ・更衣スペースなどの設置を検討しましょう。

### (2)会議室等の貸出しに関すること

行政が正当な理由なく公共施設の利用を制限したり、差別的な取扱いをしたりすることは、地方自治法第244条第2項及び3項によって禁止されています。会議室等の貸館業務を行っている公共施設は、利用者の性的指向や性自認、利用目的(セクシュアリティに関する研修会・勉強会、研修内容等)を理由に、貸出拒否を行ってはいけません。

## 5. 災害時における対応

災害時は、被災者だけでなく、行政側も特殊な状況に置かれるため、すべての要望に対応するのは非常に困難になります。一方で、当事者の困りごとは、時に生命の危機に直結することから、「わがまま」と捉えて対応すべきではありません。

特に避難所などのプライバシー性の低い空間では、カミングアウトしていない当事者は配慮を申し出ることすらできず、避難所運営側もそのニーズを把握できないことが予想されます。

避難所には、多様なセクシュアリティの避難者が訪れることも常に念頭に置き、誰もがプライバシーを確保できる空間とするため、以下のような事例に一層配慮するよう、避難所運営マニュアルを見直すなどの措置が有効です。

- 性自認や性表現、あるいはそれに沿って普段から使用している通称名が、本人確認書類に記載されている戸籍上の氏名・性別と違う事例もあり得るということをスタッフ間で共有し、本人の意思を尊重した対応とするために、受付や物資の受取時など各場面での対応を想定しておく。
- 避難受付時、他の人にセクシュアリティに関する個人情報を知られてしまうことを防ぐため、避難者名簿の記載時における配慮や被災者台帳などの管理を厳重にする。
- セクシュアリティに関することを含め、限られた空間で声に出して相談することの難しい困りごとを避難所スタッフに伝えるための「困りごと記入カード」(仮称)を用意しておき、相談する手段があるということを避難者に分かりやすくしておく。また、心の相談窓口を開設する場合は、セクシュアリティに関する相談も受け付けている旨を明示するなど、相談しやすい環境を作る。

また、カミングアウトしている当事者であっても、「性自認に応じた支援物資を手に入れられない」「同性パートナーの避難先を確認しようとしたが親族以外ということで断られる」「周囲にアウトイングされて避難所にいられなくなる」などの不利益な取扱いを受けたケースもあります。

被災者支援業務に携わるスタッフ全員がこうしたケースが生じ得るという共通認識を持つことや訓練時に性的指向・性自認に関連する困難を持つ人を想定したプログラムを組み込んだり、計画やマニュアルの中に具体的な事例から解決策を組み入れるなど、平時からの備えを進めることが必要と考えられます。

### III. 職場における対応

職場においても、基本的な姿勢は市民等に対するものと同じですが、閉じられたコミュニティの中という特性に合わせた配慮が必要になります。

上司・同僚・部下どんな関係性であっても、「冗談なら・このくらいならいいだろう」「こんな事で騒ぎ立てるなんて」「自分には関係ない」などと自分本位な考えで行なった言動・行動が、他者を苦しめることになる危険性をはらんでいと強く自覚しましょう。

#### 1. 職場における SOGI ハラスメントを防止するために

市では、すべての職員がハラスメントに関する正しい知識と具体的な対策等について共通の認識を持って職務に取り組み、職員一人ひとりの尊厳や人格が尊重され、快適に働くことができる職場環境を確保することを目的に「登別市職員のハラスメント防止等に関する指針」を定めています。

また、同指針においては、性的指向や性自認に関する偏見に基づく言動についてもハラスメントに含まれるものと明記しています。

ハラスメントを未然に防止するためには、すべての職員がお互いを尊重し、ハラスメントについての理解を深め、ハラスメントを行わないという共通認識を持つことが重要です。

市では、職員からのハラスメントに関する相談等に対応するため、相談窓口を設置しています。ハラスメントに関する相談窓口は、総務部人事グループ及び登別市職員労働組合の推薦に基づき市長が指名する者としており、相談窓口の責任者は人事グループ総括主幹としています。

※(参考)「登別市職員労働組合の推薦に基づき市長が指名する者」については、毎年4月に総務部人事グループよりFACE OFFICE 掲示板上で周知されています。

#### 2. 福利厚生制度等

誰もが働きやすい職場づくりのために、福利厚生制度として、法に基づく休暇や給付などの制度と、法に縛られない自主運営的な厚生事業があり、その対象や利用に関する関係法令等や国・他自治体の対応状況等を参考にしながら、当市において何が導入できるのかを検討する必要があります。

また、安全衛生上も、性的指向・性自認に関連したメンタルヘルスケアについて、すべての職員が知識や理解を深め、当事者からの相談に適切に対応することが求められます。



## IV. 同性婚法制化の現状

### 同性婚法制化の観点から考えるパートナーシップ宣誓制度

現在の日本では、「結婚」は法律上の性別が異性同士であるカップルのみ認められていると解釈されており、法律上の性別が同性同士であるカップルは「結婚」することはできません。結婚には、多数の法的な権利・義務が認められていますが、同性カップルではできないことも多くあります。

パートナーシップ宣誓制度では、法律上の効果は生じませんが、同性カップルが制度を導入している自治体の一部行政サービスを利用することができるようになります。

#### 【法律婚、事実婚(異性カップル)、同性カップルの法的内容の比較表】

区分	法律婚	事実婚(異性間)	同性カップル
1 婚姻届	○	—	×
2 戸籍	同じ戸籍	別の戸籍	別の戸籍
3 住民票の記載	妻/夫	妻(未届)/夫(未届)	同居人。縁故者とする自治体も。(大村市で、夫(未届)とした例はあり)
4 夫婦としての社会的認知	○	△	×
5 同居・協力・扶助義務	○	○	?
6 法定相続権:遺留分	○	×	×
7 婚姻費用分担義務	○	○	?
8 関係解消時の財産分与請求	○	○	否定した裁判例あり
9 貞操義務(浮気された場合の損害賠償)	○	○	認められた裁判例あり(最高裁が上告棄却し確定)
10 配偶者控除(所得税)	○	×	×
11 相続税の税額軽減	○	×	×
12 配偶者ビザ	○	×	×
13 子どもの親権者	共同親権	原則母親(父親に変更すると母親が親権を失う)	一方のみ
14 親権者死亡時に残されたパートナーが子どもの親権者になれるか	○	△ (親権者変更手続必要)	× (遺言で未成年後見人と指定することは可能)
15 犯罪被害者遺族給付金	○	○	○ (2024年3月26日最高裁判決)
16 社会保険			
・健康保険の扶養家族	○	○	?
・公的年金保険の第3号被保険者	○	○	?
・遺族年金	○	○	?
17 病院での面会・病状説明・手術同意	○	△	△

※本表は「公益社団法人Marriage for All Japan～結婚の自由をすべての人に」のHP(R6.8月現在)から引用。

※「—」は、異性間の事実婚における婚姻届は、前提として考慮する必要がないという趣旨。

「△」は、「場合によって認められる」「可能ではあるが異性カップルと手続が異なる」といった趣旨。

「?」は、そのとおり「わからない」という趣旨。同性カップルのうち、事実婚異性カップルと類似の関係のものについては、事実婚異性カップルと同様に扱うべきという流れがある一方で、司法や行政による明示的な判断、先例がないことから「?」と記載。

# 同性婚訴訟について

日本での「結婚の自由をすべての人に(同性婚)」訴訟は、平成31年2月から始まり、全国5地裁に計6件が提訴され、判決が分かれています。令和6年3月14日に札幌高等裁判所で、高裁判決では初めて「違憲」との判決がされました。

## 【同性婚訴訟の争点と各裁判所の判断】

裁判の争点	憲法14条 1項	憲法24条		
		1項	2項	
裁判の争点	すべての国民は法の下に平等であり信条、性別などにより差別されない	婚姻は両性の合意のみに基づいて成立し相互の協力により維持されなければならない	婚姻や家族に関する事項に関し法律は個人の尊厳と両性の平等に立脚して制定されなければならない	
原告側の主張	差別的取扱で違憲	同性間の婚姻の自由を保障	現行の法律婚制度を同性間にも適用可能	
国側の主張	婚姻制度の目的に合理性がある	「両性」は男女を指す	同性カップルを想定していない	
裁判所名(判決年月)及び判決内容	札幌地裁 (令和3年3月)	違憲	合憲	合憲
	大阪地裁 (令和4年6月)	合憲	合憲	合憲 (将来的に違憲となる可能性を示唆)
	東京地裁 (令和4年11月)	合憲	合憲	違憲状態
	名古屋地裁 (令和5年5月)	違憲	合憲	違憲
	福岡地裁 (令和5年6月)	合憲	合憲	違憲状態
	東京地裁 (令和6年3月)	合憲	合憲	違憲状態
	札幌高裁 (令和6年3月)	違憲	違憲	違憲



出典元: 室蘭民報(令和6年3月15日)

## V. 相談窓口

### (1) セクシュアリティに関する相談窓口

#### 「よりそいホットライン」 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

どんな人の、どんな悩みにも寄り添って、一緒に解決する方法を探してくれます。セクシュアルマイノリティ専門ラインでは、LGBT 当事者であることや、性別違和感について誰にも話さないでいる、そのために将来に不安があるがどうしたらよいかわからないなど、セクシュアリティに関わる悩み、困りごとについて相談を受け付けています。

・電話 0120-279-338(相談料、通話料無料)

受付時間 24 時間

※ガイダンスが流れたら「4」を押すとセクシュアルマイノリティ専門ラインにつながります。

・SNS チャット [https://form.comarigoto.jp/sexual\\_minority](https://form.comarigoto.jp/sexual_minority)

返答日時 月・金・日曜日の 16:00～22:00

※上記日時で相談があった場合はリアルタイムで返答されます。

#### 「にじいろ法律相談」 札幌弁護士会

さまざまな性的指向や性自認を有する方のための専門電話相談です。恋人や家族とのこと、職場や学校のこと、結婚や離婚のこと、戸籍や遺言のことなど周囲に打ち明けられない悩みを弁護士と一緒に考えます。

・電話 080-6090-2216(相談料無料、通話料がかかります)

相談日時 毎月第2火曜日 17:30～19:30(祝日を除く)

毎月第4金曜日 11:30～13:30(祝日を除く)

※同会のホームページからオンラインによる予約受付があります。

#### 「にじいろ talk-talk」 NPO法人 北海道レインボー・リソースセンター L-Port

同性愛や両性愛、Aセクシュアル、自分の性別に関する悩み(性別の違和感)について LINE で相談できます。セクシュアルマイノリティに関する知識を持った相談員が相談者の悩みを一緒に考えます。

・相談日時 月2回 19:00～22:00

・LINE アカウント名 にじいろ talk-talk

※利用にあたっては LINE の友達登録が必要です。

※相談日は同法人のホームページをご確認ください。

## (2) 専門相談以外の各分野に関する相談窓口

### ○こころの悩みに関する相談

「こころの電話相談ダイヤル・北海道こころの健康SNS相談窓口」北海道保健福祉部精神保健福祉センター

様々なこころの悩みについて相談を受けています。本人や家族、関係者からの相談を受け付けています。

・電話 0570-064-556(相談料無料、通話料がかかります)

受付時間 月～金曜日 9:00～21:00

土・日曜日、祝日 10:00～16:00(年末年始除く)

・LINE

相談日時 月～土曜日(祝日含む) 18:00～22:00(受付は 21:30 まで)

日曜日 18:00～翌朝 6:00(受付は 5:30 まで)

LINE アカウント名 北海道こころの健康SNS相談窓口

※利用にあたっては LINE の友達登録が必要です。

・来所相談

相談予約ダイヤル 011-864-7000

受付時間 月～金曜日 8:45～17:30(祝日・年末年始除く)

住 所 札幌市白石区本通 16 丁目北 6 番 34 号 精神保健福祉センター

### ○人権相談

「みんなの人権 110 番(全国共通人権相談ダイヤル)」法務省

差別や虐待、ハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付けています。電話をかけた場所の最寄りの法務局につながります。必要に応じて調査を行い、その結果を相談者に伝えるとともに、手続終了後も必要に応じて適切な対応を行います。

・電話 0570-003-110(相談料無料、通話料がかかります)

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

### ○労働問題相談

「総合労働相談コーナー」厚生労働省

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、募集・採用、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題を対象としています。性的指向・性自認に関連する労働問題も対象としています。専門の相談員が面談もしくは電話で対応します。予約不要です。

・電話 [北海道労働局総合労働相談コーナー]

011-707-2700(相談料無料、通話料がかかります)

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00(祝日・年末年始除く)

[室蘭総合労働相談コーナー]

0143-23-6131(相談料無料、通話料がかかります)

受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00(祝日・年末年始除く)

○法的トラブルに関する相談

「法テラス」日本司法支援センター

法テラスは、国が設立した法的トラブルを解決するための総合案内所です。問い合わせ内容に応じて、解決に役立つ法制度を紹介したり、弁護士会、司法書士会、地方公共団体、消費者団体など適切な相談窓口を案内したりします。また、経済的に余裕がない方には、無料の法律相談や弁護士・司法書士費用等の立替えも行っています。

・電話 [法テラス・サポートダイヤル]

0570-078374(相談料無料、通話料がかかります)

受付時間 月～金曜日 9:00～21:00、土曜 9:00～17:00(祝日・年末年始除く)

[法テラス札幌]

0570-078388(相談料無料、通話料がかかります)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始除く)

○DV等に関する相談

「市民相談室」登別市

DVをはじめ、市民生活や多重債務、離婚、犯罪被害等の様々な困りごとや悩みごとについて相談員が相談を受け付けています。

・電話 0143-85-2139(相談料無料、通話料がかかります)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:30(祝日・年末年始除く)

・来所相談(予約不要)

受付時間 月～金曜日 9:00～17:30(祝日・年末年始除く)

住 所 登別市中央町6丁目11番地

登別市役所1階 2番窓口 市民相談室

(注) 上記は、令和6年8月現在の情報です。

## VI. その他

### 1. 道内の主な当事者団体紹介

#### ◇NPO 法人レインボー・リソースセンターL-Port

若年層向け LINE 相談「にじいろ talk-talk」や、札幌市と旭川市で性的マイノリティ当事者向けの交流会を主催しています。

そのほか、学校企業などへ性の多様性を伝える講師派遣事業、社会へ向けた啓発運動も行っています。

#### ◇一般社団法人にじいろほっかいどう

北海道に暮らす LGBTQ+ (性的マイノリティ) 当事者への差別や偏見、社会的な孤立をなくすことを目的に、当事者向けの交流イベントや講演会の主催、講師派遣などの活動を、道内各地で行っています。

#### ◇さっぽろレインボープライド実行委員会

さっぽろレインボープライド実行委員会は、LGBTQ をはじめとする性的少数者について「知らせる・つながりをつくる・社会を変える」という 3 つの目標を大切にしながら様々な取り組みを行っている団体です。札幌市中心部をたくさんの人たちと一緒に歩くパレードをメインイベントとしており、多様な性のあり方を尊重しあえる社会、誰もが暮らしやすい社会を目指して活動しています。

#### ◇ノンオペ・トランスジェンダー北海道

性別適合手術を受けない、諸事情で受けられないトランスジェンダー(身体とところの性が一致しない)の社会的権利を求め活動しています。

## 2. 用語集(五十音順)

### 【あ行】

#### アウトティング(Outing)

本人の性のあり方を、同意なく第三者に暴露してしまうこと。

#### アライ(Ally)

多様な性のあり方に理解のある非当事者で、支援者、応援者のこと。

#### アロマンティック(Aromantic)

他者に恋愛的に惹かれない人。

#### アセクシュアル(Asexual)

他者に性的に惹かれない人

#### Xジェンダー(X-gender)

読みは「エックスジェンダー」。自認する性別が男女どちらでもない、どちらとも言い切れない人。あるいはいずれにも分類されたくない人。英語圏では主に「ノンバイナリー」や「ジェンダークィア」といった言葉が使われ、「Xジェンダー」は主に日本語圏で使われている。

### LGBT

読みは「エルジービーティ」。Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー)の頭文字をとった言葉。広く性的マイノリティの人たちを表す言葉として用いられることがある。L・G・B・T 以外にも Questioning(クエスチョニング)や Queer(クィア)、他にもさまざまな性のあり方を含み「LGBTQ」や「LGBTQ+」という言葉が使われることもある。

### 【か行】

#### カミングアウト(Coming out)

自らの性のあり方を自覚し、それを誰かに開示すること。

#### クエスチョニング(Questioning)

自らの性のあり方などについて特定の枠に属さない人、分からない人。典型的な男性・女性ではないと感じる人。

#### クローゼット(Closeted, in the closet)

自らの性のあり方を自覚しているが、他の人に開示していない状態。押し入れに隠れている状態に例えて言う。

#### ゲイ(Gay)

性自認が男性で、性的指向が同性に向く人。男性同性愛者。

## クィア(Queer)

元々は「奇妙な」といった意味の侮蔑的な言葉だったが、性的マイノリティの当事者がこの言葉を取り戻し、「ふつう」や「あたりまえ」など規範的とされる性のあり方に当てはまらないジェンダーやセクシュアリティを包括的に表す言葉として使われている。

## 【さ行】

### シスジェンダー(Cisgender)

出生時に割り当てられた性別に違和感がなく性自認と一致し、それに沿って生きる人のこと。

### 性自認(Gender Identity)

自分の性別をどのように認識しているかを示す概念。性同一性。

### 性的指向(Sexual Orientation)

恋愛や性的関心がどの対象の性別に向くか向かないかを示す概念。恋愛・性愛の関心が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）、誰にも向かないアセクシュアルなどがある。

### 性同一性障害(GID、Gender Identity Disorder)

性別違和のなかでも、特に精神神経医学的な診断基準を満たす場合に付けられる診断名。GIDと略される。

### 生物学的な性(Sex)

通常、出生時の外性器の形状に基づいて男女どちらかに割り当てられる。外性器の形状が曖昧なときは、その他の要素（内性器、性染色体もしくは性ホルモン）を考慮して性別が割り当てられる。

### 性分化疾患(DSDs、Disorders/Differences of Sex Development)

性分化の過程で、染色体、性腺、内性器や外性器が多くの人とは異なっている状態。

※「Differences」を「Diverse」と表記する場合も見られる

### 性別違和(Gender Dysphoria)

2013年に改訂された「精神障害診断の手引き第5版（DSM-5）」で、「性同一性障害」に代わって使用されている名称。出生時に割り当てられた性別と性自認の不一致を感じている状態を指す。性別違和そのものは精神疾患でないとされている。

### 性別不合(Gender Incongruence)

2019年に採択されたWHOの国際疾病分類の改訂版「ICD-11」で、性同一性障害という概念がなくなり、代わって「性の健康に関する状態」という新項目に新設された名称。

### 性別適合手術(Sex Reassignment Surgery(SRS)/Gender Affirming Surgery)

トランスジェンダーのうち、手術前の身体の性的特徴に対して強い違和感や嫌悪感を抱いている人に対し、内外性器等、生殖腺関係を念頭に、性自認に合わせるために行う外科手術。日本精神神経



学会の「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン第4版改」で用いられている用語。

### セクシュアリティ(Sexuality)

性のあり方、または性の欲望に関するあり方。

### 性的マイノリティ

「典型」とされる性のあり方にあてはまらない人のこと。セクシュアルマイノリティと言われたり、GSM(ジェンダー・セクシュアル・マイノリティ)という言葉もある。

### SOGI

読みは「ソジ」。「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の略。「性別表現(Gender Expression)」を加えて(ソジー)ということもある。

### ゾーニング

自分の性のあり方について伝える範囲を限定したり、コントロールすること。

## 【た行】

### トランスジェンダー(Transgender)

出生時に割り当てられた性別と性自認が異なる人。

### デッドネーミング(Deadnaming)

トランスジェンダーなどの当事者が出生時に付けられ、現在は使用していない名前を本人の同意なく使用すること。

## 【な行】

### ノンバイナリー(Non-binary)

性のあり方が男性か女性という性別二元論にとらわれない人。英語圏では主に「ノンバイナリー」や「ジェンダーキア」といった言葉が使われ、日本語圏では主に「X ジェンダー」が用いられている。

## 【は行】

### バイセクシュアル(Bisexual)

性的指向が男女どちらにも向く人。両性愛者。

### パンセクシュアル(Pansexual)

性的指向が性別にとらわれない人。全性愛者。

### ヘテロセクシュアル(Heterosexual)

性的指向が異性に向く人。異性愛者。

### ホモセクシュアル(Homosexual)

性的指向が同性に向く人。ゲイは男性同性愛者、レズビアンは女性同性愛者。

## 【ま行】

### ミスジェンダリング(Misgendering)

トランスジェンダーなどの当事者の敬称や人称代名詞について、本人の性自認を尊重せず、誤った言葉を用いること。

## 【ら行】

### レズビアン(Lesbian)

性自認が女性で、性的指向が同性に向く人。女性同性愛者。

出典 一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(略称:LGBT 法連合会)作成  
「LGBTQ報道ガイドライン多様な性のあり方の視点から(第2版)」

※ 用語集部分に関する著作権は、出典の表記にある団体に帰属しています。なお、多様な性のあり方に関する用語については、様々な解釈が存在しており、年代や時代・社会・文化によって、上記と異なるニュアンスで使用される場合があります。

## 3. 本ガイドライン作成にあたり参考とした資料のリスト

- 一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(略称:LGBT 法連合会)／性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第3版)／平成31年3月
- 一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(略称:LGBT 法連合会)／LGBTQ報道ガイドライン多様な性のあり方の視点から(第2版)／令和4年4月
- 一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(略称:LGBT 法連合会)／地方公共団体のための性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律を活用するための手引き すべての個人が住民として尊重されるために／令和6年3月
- 青森県八戸市／八戸市職員にじいろガイドライン(多様な性のあり方に関する八戸市職員ガイドライン)／令和5年3月
- 公益社団法人Marriage for All Japan～結婚の自由をすべての人に  
(<https://www.marriageforall.jp/>)
- 電通「LGBTQ+調査 2020」  
(<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2021/0408-010364.html>)

湯の国レインボーガイドライン  
(多様な性に関する登別市職員ガイドライン)  
(令和6年8月発行)

製作・問合せ 登別市 市民生活部 市民協働グループ  
〒059-8701 北海道登別市中央町6丁目11番地  
電 話 0143-85-2139  
Eメール [simin\\_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp](mailto:simin_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp)

協 力 NPO 法人北海道レインボー・リソースセンター L-Port  
一般社団法人 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(略称:LGBT 法連合会)  
登別市男女共同参画社会づくり推進会議